# 小矢部市水道事業経営戦略

(計画期間:令和4年度~令和13年度)

令和4年3月

富山県小矢部市

# 目 次

1	経営戦略策定の主旨	. 1-1
2	小矢部市水道事業の概要	. 2-1
3	将来の事業環境	. 3-1
4	経営の基本方針	. 4-1
5	効率化・経営健全化への取り組み	. 5-1
6	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	. 6-1
7	投資・財源計画	7-1

## 1 経営戦略策定の主旨

小矢部市水道事業は昭和 26 年に創設し、昭和 27 年から給水を開始して以来、市民の皆さまに 良質な水道水を安定的に供給するため、これまで 3 次にわたる拡張事業や簡易水道事業統合を行って今日に至っています。

高度経済成長期において人口増加や普及率拡大に伴って建設された多くの施設は、法定耐用年数を超えて更新時期を迎えていますが、更新には莫大な費用が発生することから、財政状況を踏まえて更新時期を慎重に見極める必要があります。さらに、人口減少社会を迎え、水道使用量の減少に伴う料金収入の減少も見込まれることから、将来、水道事業経営はますます厳しい時代を迎えると予測されます。

そのため、本市においては、平成28年度に策定した「水道事業のアセットマネジメント」を基に、事業経営の効率化と合理化を図り、水道事業を安定的かつ持続的に進めるため、平成30年3月に「水道事業経営戦略」を策定しました。

「水道事業経営戦略」策定から4年目を迎えた令和3年4月時点において、水道法の改正や本市新水道ビジョンの策定等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、水道事業の安定した経営を継続するために、5年に一度行う内容の見直しや時点修正を1年前倒して、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とした水道事業経営の在り方について「経営戦略」を策定します。

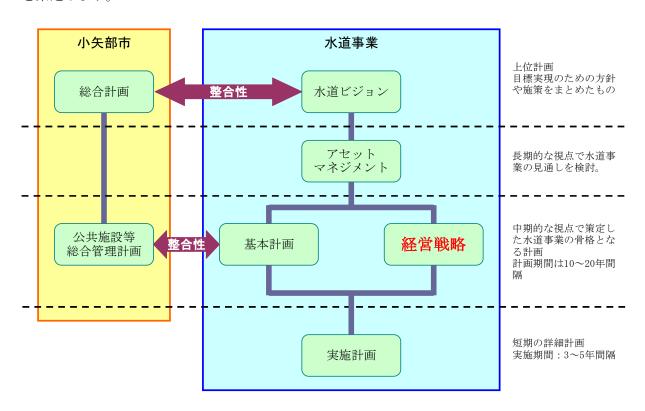


図 1.1 経営戦略の位置付け

## 2 小矢部市水道事業の概要

## 2.1 事業の概要

## 2.1.1 本市水道事業の沿革

小矢部市水道事業は、昭和 26 年 6 月に創設認可を受け、給水人口 12,000 人、一日最大給水量 2,400m³/日の計画で昭和 27 年 9 月から給水を開始しました。その後、高度経済成長に合わせて増加した水需要に対応するため水道施設を拡充し続け、現在に至っています。

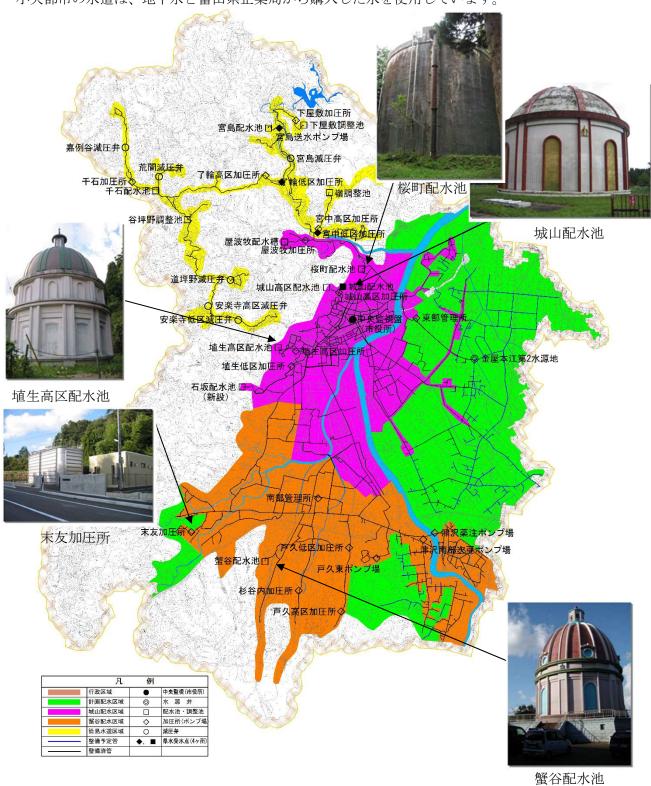
表 2.1 小矢部市水道事業の沿革

(	事 業 名 認可年月日)	計画給水人口 (人)	計画一人一日 最大給水量 (L/人/日)	計画一日 最大給水量 (m³/日)	変更認可概要
	創設 S26.06.30	12,000	200	2,400	創設(旧石動町上水道事業) <給水区域> 旧石動町
	第一次拡張 S33.01.20	13,800	200	2,760	総水人口・総水量の増加 総水区域の拡張 <拡張区域> 埴生・野端・蓮沼 綾子・西中野
	第二次拡張 S41.01.23	15,000	373	5,600	給水人口・給水量の増加
	第三次拡張 S49.03.30	36,500	550	20,000	給水人口・給水量の増加 給水区域の拡張 <拡張区域>市内一円
上水道	第三次拡張 (第 1 次変更) S51.6.22	34,560	550	19,690	北部簡易水道事業の分離に伴う給水区域等の変更
	第三次拡張 (第 2 次変更) S55.6.18	34,300	569	19,510	北部簡易水道事業の分離に伴う給水区域等の変更
	第三次拡張 (第 3 次変更) H1.4.1	34,300	569	19,510	給水人口ならびに給水量の鈍 化に伴う工期等の変更
	第三次拡張 (第 4 次変更) H13.4.1	33,800	577	19,510	給水人口ならびに給水量の鈍 化に伴う工期等の変更
	第三次拡張 (第 5 次変更) H23.3.30	28,100	444	12,480	上水道事業及び北部簡易水道 事業の統合

## 2.1.2 水道施設

小矢部市水道事業は、自己水源(地下水)1箇所、配水施設12箇所を有しており、施設能力は12,480m³/日となっています。

小矢部市の水道は、地下水と富山県企業局から購入した水を使用しています。

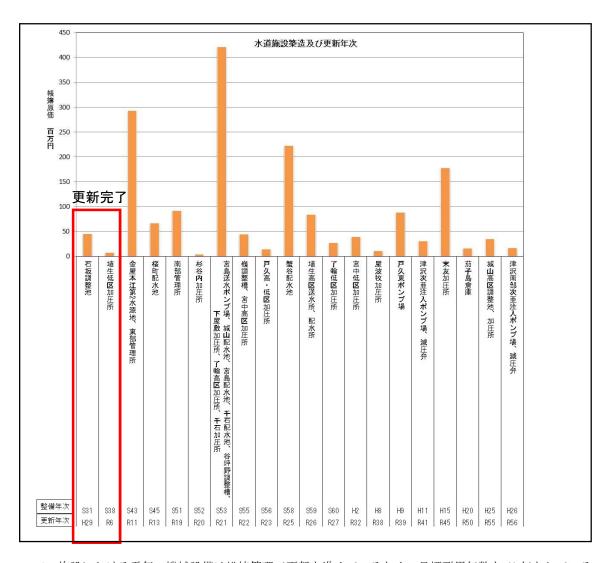


田 日 日

図 2.1 小矢部市給水区域図

最も古い石坂調整池及び埴生低区加圧所は平成28年度に更新しました。

今後の施設更新として、築造より目標耐用年数 60 年<sub>※1</sub> が経過する施設として令和 11 年度より自己水源の金屋本江第 2 水源地及び東部管理所の更新・耐震化を、また、令和 13 年度以降には、桜町配水池の更新・耐震化またはダウンサイジングによる城山配水池との統廃合整備を行う必要があります。



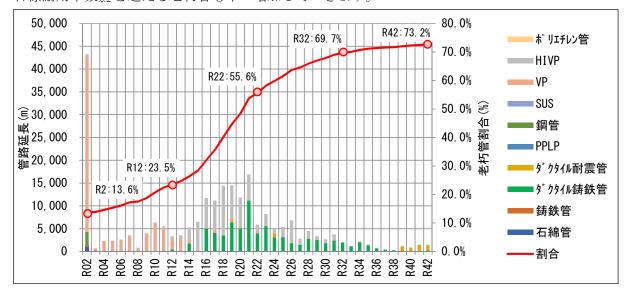
※1 施設における電気・機械設備は維持管理で更新を進めているため、目標耐用年数を60年としている。

図 2.2 施設更新時期と費用の目安

## 2.1.3 管路施設

令和2年度末において、小矢部市全域に約320kmの水道管が布設されており、約6割の市民に 水道水を供給しています。

管路の多くは、現在の耐震基準を満たさないダクタイル鋳鉄管や塩化ビニル管等で占められ、 目標耐用年数※2を超える老朽管も年々増加していきます。



※2 水道管の耐用年数は40年とされているが、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管(SUS)、高密度ポリエチレン管及び耐衝撃硬質塩化ビニル管(HIVP)については、法定耐用年数の1.5倍である60年を目標耐用年数としている。

図 2.3 各年度の老朽管発生状況(目標耐用年数に基づく)

また、本市における口径別布設状況は図2.4に、管種別布設状況は図2.5に示すとおりです。

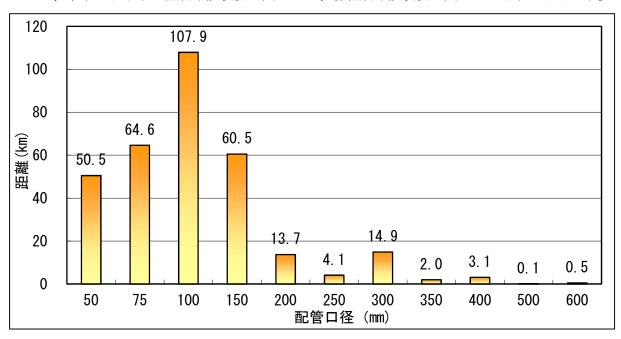


図 2.4 口径別布設状況

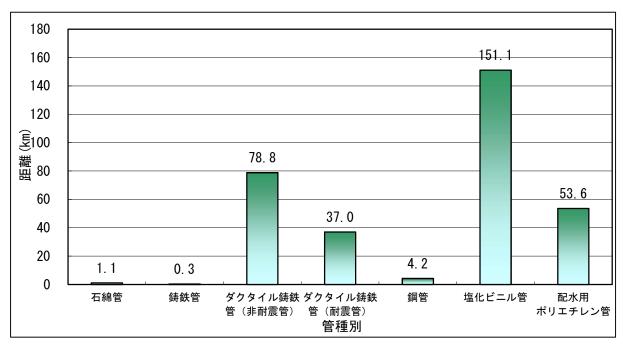


図 2.5 管種別布設状況

## 2.1.4 給水人口・給水量の推移

小矢部市の行政区域内人口は、昭和 60 年度の 37,068 人をピークに減少し続け、令和 2 年度に おいて 29,360 人となっています。

給水人口は、平成7年度の21,963人をピークに減少し続け、令和2年度において18,651人となっています。

一日最大配水量は、増減を繰り返しながら減少し、令和 2 年度において 7,767m³/日となっています。

一日平均配水量は、7年前から横ばいで推移しており、令和2年度において6,456m³/日となっています。

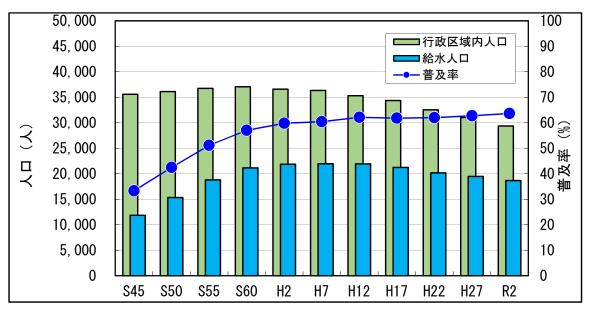


図 2.6 人口・普及率の推移

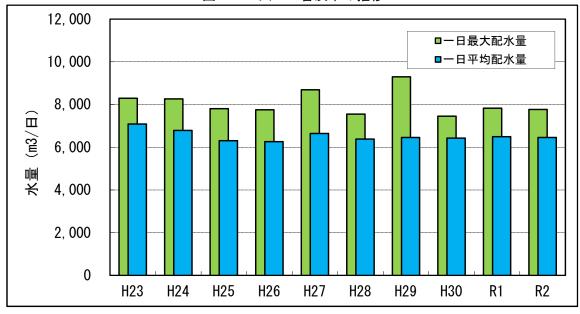


図 2.7 配水量の推移

また、給水量は、第3次拡張事業による未普及地域の整備により横ばいとなっていますが、長期的にみると人口減による給水人口の減少及び節水型機器の普及に伴い、給水量は減少傾向に転ずるものと思われます。

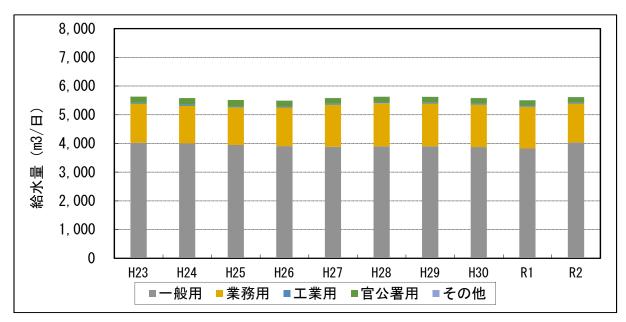


図 2.8 給水量の推移

## 2.1.5 県水受水量、自己水源水量の推移

小矢部市水道事業は、創設時において自己水(地下水)のみの取水でしたが、水道水の普及拡大による配水量の増加に伴い、1979年(昭和54年)に富山県企業局と受給協定を締結し、自己水と県営西部水道用水供給事業からの受水によって市内に配水しています。

県水を供給する西部水道用水供給事業は、県西部の高岡市、射水市、氷見市及び本市に浄水を 供給するため、和田川ダム、子撫川ダム及び境川ダム3つのダムを有しており、そのうち本市は 子撫川ダムより取水し、子撫川浄水場にて浄水処理を行った浄水の供給を受けています。

令和2年度において、富山県企業局からの受水量が総配水量の8割以上を占めています。

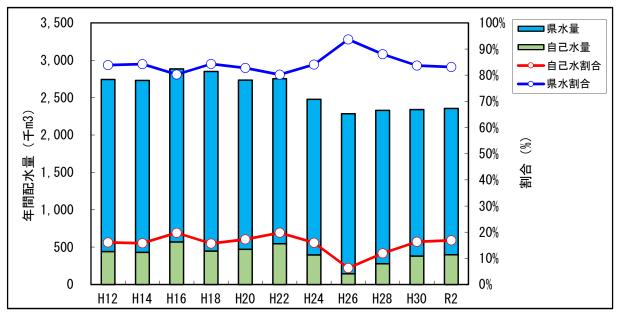


図 2.9 県水受水量・自己水源水量の推移

## 2.1.6 財政状況

令和2年度の水道事業財政の内訳は図2.10に示すとおりです。

令和2年度の水道事業費用は513,227千円でした。水道料金等の収入である営業収益は458,835 千円でした。

水道料金等の収入では水道事業が経営できないため、市から政策的な施策(鉛・石綿管布設替、フロンティアパーク配水施設整備等)に対する他会計補助金 67,823 千円を繰り入れて経営しています。

長期前受金戻入は、固定資産の取得費を法定耐用年数で減価償却していく中で補助金相当分を 収入として計上しているもので、実質収入のない項目となります。そして、収益的収支において 収入として計上し、資本的収支の補填財源の算出の際に減価償却費から長期前受金戻入を引いた 額を内部留保資金として取り扱います。

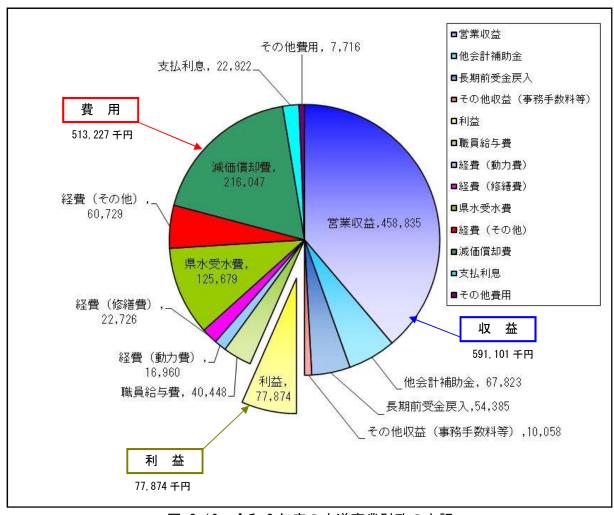
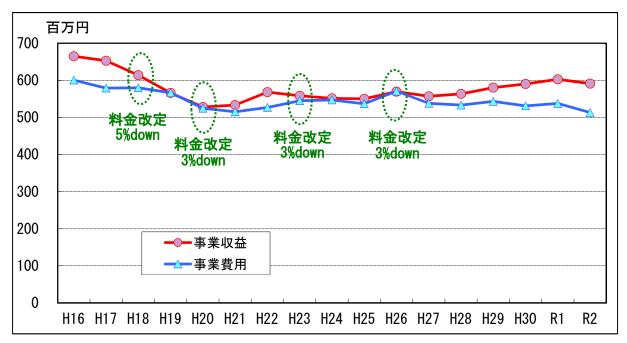


図 2.10 令和 2年度の水道事業財政の内訳

## 2.1.7 県水受水費

平成 18 年度、平成 20 年度、平成 23 年度及び平成 26 年度に、県水受水協定の見直しに伴って、3%~5%程度の水道料金値下げを実施しています。



※H22 以前は上水道+簡水の合計

※H26~H30 は長期前受金戻入含まず。R1 以降は長期前受金戻入含む 図 2.11 収支の推移(税抜)

## 2.1.8 水道料金

## (1) 現在の水道料金体系

現在の水道料金は以下に示すとおりです。

小矢部市の水道料金は、基本料金(使用水量 10m³ 分を含み、水道メーターの口径別に設定された料金)、逓増型従量料金(使用水量に応じた料金)、並びにメーター料金(水道メーターの口径別使用料)の3つで構成されています。

現在の水道料金体系は、消費税増税に伴う場合や県水受水費の見直しに伴う場合の外的要因を 除くと、平成7年6月1日に改定した時の料金です。

表 2.2 現行の料金体系 (使用料金・税抜き)

	T	,
区分	基本水量及び基本料金(消費税抜)	超過•従量料金(消費税抜)
		10m <sup>3</sup> 超え20m <sup>3</sup> まで 162 円/m <sup>3</sup>
一般用	使用水量10m³まで 1,620 円/月	20m <sup>3</sup> 超え50m <sup>3</sup> まで 170 円/m <sup>3</sup>
		50m <sup>3</sup> 超之 178 円/m <sup>3</sup>
		10m <sup>3</sup> 超え20m <sup>3</sup> まで 225 円/m <sup>3</sup>
業務用	使用水量10m³まで 2,250 円/月	20m <sup>3</sup> 超え50m <sup>3</sup> まで 235 円/m <sup>3</sup>
		50m³超之
		10m <sup>3</sup> 超え20m <sup>3</sup> まで 243 円/m <sup>3</sup>
官公署用	使用水量10m³まで 2,430 円/月	20m <sup>3</sup> 超え50m <sup>3</sup> まで 255 円/m <sup>3</sup>
		50m <sup>3</sup> 超之 265 円/m <sup>3</sup>
		10m <sup>3</sup> 超え20m <sup>3</sup> まで 243 円/m <sup>3</sup>
工業用	使用水量10m³まで 2,430 円/月	20m³超え50m³まで 255 円/m³
		50m <sup>3</sup> 超之 265 円/m <sup>3</sup>
臨時使用	使用水量20m³まで 6,750 円/月	20m <sup>3</sup> 超え50m <sup>3</sup> まで 385 円/m <sup>3</sup>
<b>端时</b> 使用	使用水重20m まで 0,730 円/月	50m <sup>3</sup> 超之 400 円/m <sup>3</sup>

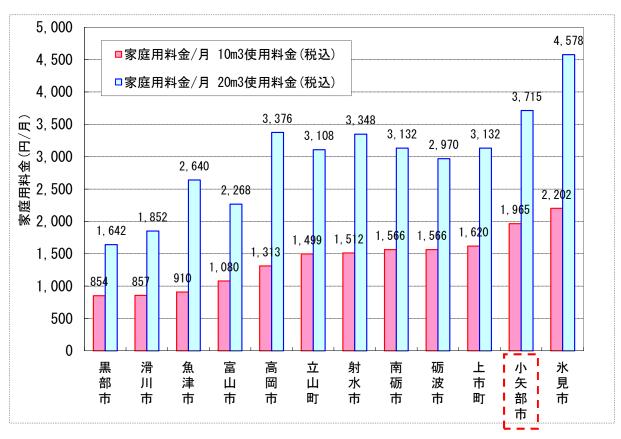
表 2.3 現行の料金体系 (メーター料金・税抜き)

(円/月)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
メーター料金 (消費税抜)	200	370	390	720	3,800	4,900	6,200

## (2) 水道料金の県内比較

本市水道料金は、富山県内で2番目に高い事業体となります。



「水道統計(令和元年度)日本水道協会」より

図 2.12 富山県内の水道料金比較

## (3) 現在の料金体系について

小矢部市は地形的な側面から豊潤で綺麗な地下水を確保できる東部と地下水の確保が難しい西部に分かれており、水道事業は主に西部に給水しています。

西部は東部に比べて標高が高く、ポンプによって給水する必要があり、施設にかかる費用や電力費等が発生します。また、市街地と比較すると人口密度に対する配水管延長が長く、配水管整備にかかる事業費が割高になる傾向にあることから、他市町と比べると水道料金は比較的高い状況といえます。

これらにかかる費用は、使用水量に関係なく発生します。将来、人口減少、節水機器やペットボトルの普及から使用水量は減少すると予測され、現在の料金体系では、いずれ料金収入を確保することは困難になる時期を迎えます。

今後の水道水の需要動向を踏まえて、料金体系の見直しについて検討する必要があります。

## 2.1.9 組織

小矢部市では、水道事業に関する運営を行うために、産業建設部に上下水道課を設置し、その 課内に上水道担当を設置しています。

水道事業は、部長及び課長を含めて9人で運営しており、工務担当は4人、業務担当は3人となっています。

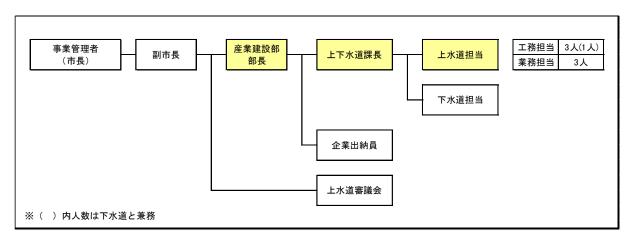


図 2.13 本市上下水道課の組織図

## 2.1.10 経営指標による評価

過去5箇年の経営指標は、表 2.4に示すとおりです。

表 2.4 過去5箇年の経営指標

														ı
ł	Ė	標		名	単位	計算式				小矢部市			類似団体平均値	評価 方法
						* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	
経	常	収3	支比	; 率	%	<u>営業収益+営業外収益</u> 営業費用+営業外費用	× 100	116. 64	116. 98	122. 28	112. 08	115. 17	108. 35	高いほど経常利益率が高いことを示し、100%未満であれば経常 損失があることを示す。
累	積り	て損	金占	上率	%	<u>累積欠損金</u> (営業収益一受託工事収益)	× 100	0.00	0.00	0.00	0. 00	0. 00	3. 98	0%が望ましい。0%でない場合でも数値が改善する見通しにあり、解消する目処が立っていれば問題ない。
流	<b></b>	ħ	比	撥	%	<u>流 動 資 産</u> 流 動 負 債	× 100	187. 67	209. 31	241. 16	248. 02	277. 58	367. 55	100%以下であると不良債権が発生していることになる。一般的に200%以上あることが望ましい。
×			残高 益比		%	<u>企業債残高</u> 給水収益	× 100	413. 20	412. 81	422. 31	431. 58	434. 90	418. 68	低いほど余裕を持った経営をし ている。
料	金	0	収	率	%	<u>供給単価</u> 給水原価	× 100	95. 04	92. 33	95. 56	92. 43	97. 43	94. 78	100%を下回る場合は、料金収入 以外の収入で賄われていること を示す。
供	糸	à	単	価	円/m3	<u>給 水 収 益</u> 年 間 有 収 水 🖠		217. 62	218. 41	218. 68	220. 04	216. 84	171.84	有収水量1m3当りの収益を示 す。
給	7]	<	原	亜	円/m3	<u>(営業費用+営業外費用)-受記</u> 年間有収水量	<u>托工事費</u>	228. 98	236. 55	228. 83	238. 06	222. 55	181.30	有収水量1m3当りの造水に要し た費用を示す。
施	設	利	用	率	%	<u>ー 日 平 均 配 水 量</u> ー 日 配 水 能 カ	× 100	49. 86	50. 48	50. 21	50. 73	50. 44	55. 89	高いほど効率的で低いほど遊休施設が多いことを示す。事故時対応のため一定の余裕は必要。
有		収		率	%	<u>年間総有収水量</u> 年間総配水量	× 100	88. 08	86. 98	86. 75	84. 75	86. 87	81. 27	配水量に対する有収水量の割合 を示し、高いほど効率的で、低 いほど水等が多いことを示す。
			≧資產 却率		%	<u>減価償却累計額</u> 資産帳簿原価(土地・仮勘定除	:⟨) × 100	47. 82	48. 82	49. 64	50. 47	51. 02	50. 63	
経	年	化作	管路	平	%	<u>法定耐用年数を超えた管路延長</u> 管路総延長	× 100	13. 76	20. 81	24. 25	27. 99	29. 93	18. 28	低いほど、漏水事故の減少や有 収率の向上につながる。
管	路	更	新	率	%	<u>更新された管路延長</u> 管路総延長	× 100	0. 79	0. 98	0. 99	1. 10	0. 86	0. 53	高いほど、地震時における断水 や被害が減少する。

#### 2.1.11 経営比較分析表の現状分析

経営比較分析表において、小矢部市水道事業の経営状況について、①経営の健全性・効率性、 ②施設老朽化の状況について、③総括についての面から現状分析を行いました。

#### ① 経営の健全性・効率性について

人口減少や節水機器の普及に伴って、近年給水収益の減少が続いており、収益を一般会計繰入 金等で補っている状態です。

総配水量に対して受水費や維持管理費などの費用が多いため、類似団体より給水原価が高くなっており、更なるコスト削減、業務の効率化に努める必要があります。

流動比率が平均より低く、企業債残高対給水収益比率が高いのは、これまでの投資額に対し給 水収益が低いためです。拡張事業や老朽管更新などの施設更新も含めた投資規模に対し、現在の 料金水準が適正なものであるかを分析する必要があります。

施設利用率が平均より低い傾向にあるのは、過去の計画給水人口に基づいた施設整備を行ってきたものが、近年の給水人口の減少により、平均配水量が減少しているためです。今後もこの傾向は続くことから、施設更新に際してはダウンサイジングも含めた適切な規模の投資を行う必要があります。

#### ② 施設老朽化の状況について

平成24年度まで、漏水対策を中心に、漏水箇所の多い地域の管路更新を行ってきました。

平成 25 年度以降は配水池整備(平成 28 年度完工)により更新が鈍化しました。平成 29 年度以降は、計画のもとに継続的に老朽管更新を行っており、管路更新率は平均より高くなっています。

管路経年化率が平均より高いのは、昭和 40 年代の黎明期に一斉に布設された管路が、法定耐用年数を迎える時期を迎えたためであり、今後もこの傾向は続きます。法定耐用年数に対し、管路更新は目標耐用年数を設定していることから、計画的に管路更新を進めていく予定です。

#### ③ 全体を通して

人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少の中、既存施設の維持管理を行いながら、給水原価縮小に努めてきました。水道普及率を高め、既存施設利用率を高めるとともに、企業債借入償還計画と老朽管更新に伴う減価償却費の増大に対し、平成29年度に策定した経営戦略を、より適正な収支計画とするため令和3年度に見直しを行っており、今後もより一層、経営の安定化及び健全化を図っていきます。

## 2.2 経営健全化の取り組み状況

## 2.2.1 これまでの経営健全化の取り組み状況

小矢部市水道事業では、これまでの経営に対する取り組みとして、県水受水費の低減、上水道 事業及び簡易水道事業の統合による事業効率化、下水道同時工事による工事費削減等の支出面へ の取り組み、普及率向上や有収率向上を目指した収入面への取り組み、並びに水道事業の財政検 計等を行ってきました。

今後も、水道事業が継続して経営できるよう、これまで実施してきた経営に対する取り組みを 継続して実施していく必要があります。

表 2.5 これまでの経営に対する取組状況

年度	実施内容
昭和49 年 4 月 以降	普及率向上を目指した第3次拡張事業の継続
平成18 年 4 月 以降	2~3年毎に県水の受水単価及び契約水量の見直し
平成22 年 3 月	水道ビジョン策定
平成23 年 3 月	上水道事業と簡易水道事業の統合による事業効率化
平成25 年 8 月	基本計画の見直し (水需要量と事業計画の見直し)
平成25 年 4 月 以降	漏水調査等の管路の維持管理強化による有収率の向上
平成29 年 1 月	アセットマネジメントによる将来への財政検討
平成29 年 4 月 以降	下水道整備に合わせた水道管路工事による工事費の抑制
平成30 年 3 月	水道事業経営戦略の策定
平成30 年 4 月	検針・漏水調査、管路情報構築・更新などの業務を「水道 複合業務」として集約し、委託料を縮減
令和3年8月	新水道ビジョンの策定
令和4年3月	水道事業経営戦略の見直し
令和4年4月(予定)	隔月検針への移行
令和4年4月(予定)	県水の受水協定の変更(二部制料金への移行)

## 2.2.2 水道ビジョンの具体的施策に対する取り組み状況

令和3年8月に、計画期間を令和12年度までとする「小矢部市新水道ビジョン」を策定しました。

これは、人口減少に伴う収益減少、高度成長期に建設された多くの施設の更新、耐震化対策などの問題や課題を抱える中、将来においても安定した経営を目指すために経営・運営方針を示すとともに、合わせて利用者へのサービス向上を図ることを示したものです。

新水道ビジョンにおいて、『安全』、『強靭』、『持続』の3つの基本方針のうち、事業運営に関する『持続』の基本方針として『安定した水道事業の運営』を掲げ、その下に図 2.14 に示す基本方

針・実現方策・具体的施策を掲げています。

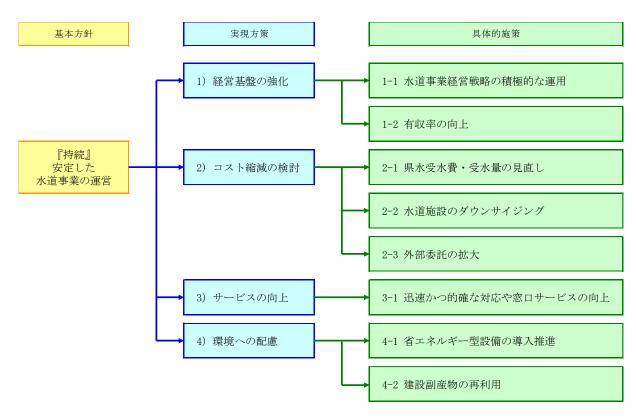


図 2.14 小矢部市新水道ビジョンにおいて経営に関して掲げた基本方針と実現方策

#### 2.2.3 1-1 水道事業経営戦略の積極的な運用

## 施策内容

今後の施設更新、料金水準、サービス水準等を勘案した上で、中長期的な財政計画である経営 戦略を有効的に運用し、水道事業経営の健全化及び効率化に取り組みます。

## 達成状況

平成 29 年度に策定した水道事業経営戦略については毎年度進捗管理を行っています。経営戦略 策定以降、水道法改正や「小矢部市新水道ビジョン」策定などの水道事業を取巻く環境が大きく 変化したことから、水道事業の安定経営を継続するために、経営戦略の内容見直しや時点修正を 今回行っており、経営戦略を積極的に運用していると考えています。

## 2.2.4 1-2 有収率の向上

## 施策内容

有収率の向上は、漏水などの無駄に発生した水量が少なくなり、県水受水費及び動力費の低減の支出削減に繋がります。有収率を向上させるため、計画的な管路更新や漏水調査の強化を図ります。

## 達成状況

近年は管路の漏水調査や維持管理の強化をしており、高い有収率を維持しています。今後もこの体制を維持するとともに、管路更新を積極的に行うことによって、有収率の更なる向上を目指します。

## 2.2.5 2-1 県水受水費・受水量の見直し

#### 施策内容

今後も、水道使用量や料金収入の減少が予測されているため、県水の契約水量の低減及び受水 単価の見直しについて、富山県企業局との協議を継続して進めます。

## 達成状況

これまでは年に1度の間隔で、県水契約水量の低減ならびに県水受水単価の値下げ等について 富山県企業局と協議を行ってきましたが、令和2年度からは実務レベルでのワーキンググループ を設置して協議を進め、令和3年度に契約水量の低減を行い、令和4年度には県水受水単価の見 直しを行う予定です。

## 2.2.6 2-2 水道施設のダウンサイジング

## 施策内容

今後も、給水人口や水道使用量の減少が予測されており、施設能力は年々過大になっていくため、施設更新の際には施設規模の見直しを行った上で更新します。

## 達成状況

桜町配水池などの整備年次が古く、更新時期を迎える施設について、施設統廃合を含めた検討を行い、合理的な水運用が行えるよう、施設計画を策定します。

## 2.2.7 2-3 外部委託の拡大

## 施策内容

今後、水道事業が取り巻く環境の変化や技術革新により、民間事業者への外部委託などが有効であると判断される場合には、外部委託などの拡大について柔軟に検討します。

## 達成状況

平成30年度から、漏水調査、検針業務、並びに管路台帳システムの保守管理を包括委託しています。また、令和3年度に検針業務について内容を見直し、コスト削減を行いました。

今後も外部委託の可能性と委託内容の見直しについて検討します。

## 2.2.8 3-1 迅速かつ的確な対応や窓口サービスの向上

## 施策内容

今後も、お客様の利便性の向上を図るため、窓口対応などのお客様に対する接遇の更なる向上 に努めます。

## 達成状況

水道に関する情報を、市ホームページにて公表しており、給水装置設置についての手順や水道 料金の支払い方法等の情報を段階的に充実させています。

また、令和 2 年度より開栓手続きのメールによる申込受付を開始し、利用者の利便性を向上させるとともに、給水の申込み方法や、凍結・漏水についての対策等についても説明しています。 今後も、利用者のニーズに応えられるよう、サービス向上を目指します。

## 2.2.9 4-1 省エネルギー型設備の導入推進

## 施策内容

機械設備の更新時において、環境に配慮して効率が優れた最新機器を積極的に採用します。また、自然エネルギーを活用した施設整備を進めるなど、省エネルギー対策を推進する必要があります。

## 達成状況

水道施設を更新する際には、電力消費量の抑制及び二酸化炭素排出量の削減を進めるため、省 エネルギー型の設備を積極的に導入しています。

## 2.2.10 4-2 建設副産物の再利用

#### 施策内容

環境にやさしい水道事業を遂行するため、工事に伴って発生する建設副産物の再利用を積極的 に推進します。

## 達成状況

管路工事において発生した建設発生土はリサイクル材として再利用しています。また、浅層埋設を推進し、発生土の抑制に努めています。

## 3 将来の事業環境

## 3.1 給水人口の予測

水道事業の経営戦略における行政区域内人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を使用しました。

この予測は、平成27年度の国勢調査結果を基にコーホート要因法で推計されています。

行政区域内人口は、令和2年度に29,360人ですが令和13年度に25,489人へ減少すると予測されます。

給水人口は、普及率の向上により行政区域内人口の減少より緩やかな減少になると考えられ、令和13年度の給水人口は18,042人になると予測されます。

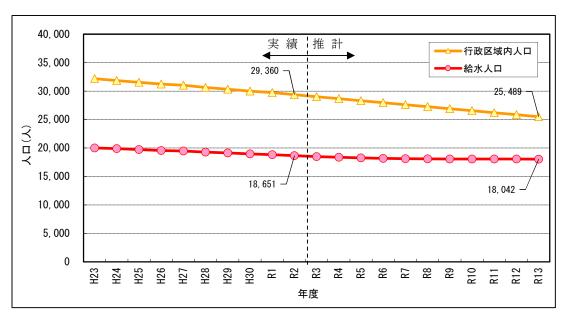


図 3.1 小矢部市人口推計

## 3.2 水需要の予測

将来の水需要(水道使用量)は、過去10年間の傾向を踏まえ、将来の事業計画を考慮して予測しました。

過去10年間の水需要は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

今後 10 年間の水需要は、人口減少や節水意識の向上などにより減少していきますが、第 3 次 拡張事業の拡張に伴う普及人口の増加により水需要の減少が緩やかになると想定されます。

令和 13 年度の有収水量は 5,327m³/日、一日平均配水量は 6,187m³/日、一日最大配水量は 7,667m³/日になると予測されます。

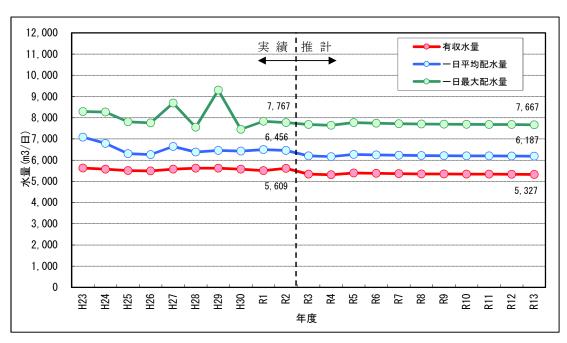
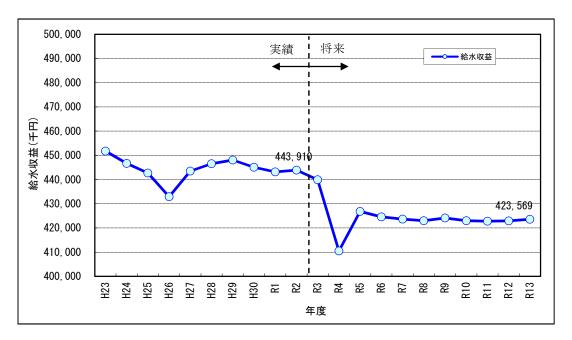


図 3.2 水需要の予測

## 3.3 料金収入の見通し

料金収入は、水需要予測の有収水量に供給単価を乗じて算出します。

推計では、令和 4 年度より実施される県水受水協定の見直しに伴い、水道料金についても見直しを行う前提で算定することとし、その結果、今後 10 年間料金収入は現在より低い水準になるものと考えられます。



※令和 4 年度は隔月検針への移行に伴い、市域の約半分の 1 か月分の料金収入が翌年度収入となっているため、低くなっている。

図 3.3 給水収益の見通し

## 4 経営の基本方針

本市では、これまで安全で良質な水道水を安定供給する体制を築いてきましたが、人口減少 や節水機器の普及に伴う料金収入の減少、高度経済成長期に大量に建設された構築物の改築や 更新に要する莫大な費用など、現在多くの問題に直面しています。

これらの問題や課題の解決を図るとともに、水道事業が安定して運営していくため、今回の 新水道ビジョンでは、前回ビジョンで設定した基本理念である「快適な水 安心・信頼の水道 事業をめざして」を改めて設定することとし、厚生労働省公表の「新水道ビジョン」が示す「安 全」「強靭」「持続」の3つの観点を踏まえて、「おいしい水の安定供給」「信頼されるライフラ インの構築」「安定した水道事業の運営」の3つの基本方針を定めて水道事業の運営を行うこと としました。

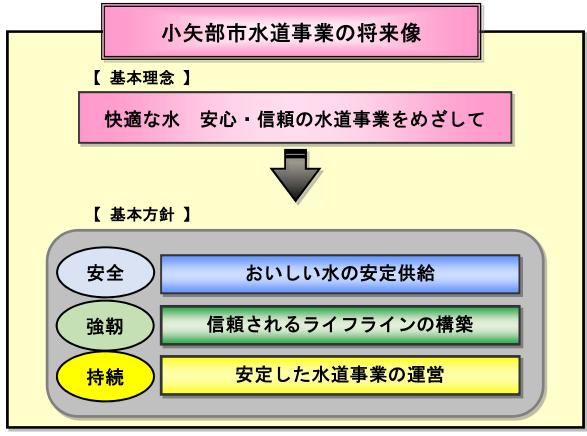


図 4.1 本市新水道ビジョンの基本方針

## 5 効率化・経営健全化への取り組み

経営の基本方針を踏まえ、令和13年度までの投資計画及び財源計画を示します。

## 5.1 投資計画

今後10年間の重要な投資計画は以下のとおりです。

## 表 5.1 今後 10 年間の重要な投資計画

## 水道施設(配水池等)

今後 10 年間は、第 3 次拡張事業を優先するため、年度事業費の極端な増加とならないよう、 段階的に整備を行うこととし、計画的な更新に努めます。

電気設備や機械設備は、維持管理を強化し、状態監視保全を主体的に行います。

一一一个一个人的人的人的人。	3416 0 VINIE DIVI = C = 11 F3(-1) C = 5 7 8
管路施設	
老朽管更新	目標耐用年数を超える管路を対象に布設替えを行い、漏
(令和4年度~令和13年度)	水を未然に抑止するとともに地震に強い管路にします。
【第3次拡張事業】 水道未普及地域の管路整備 (令和4年度~令和12年度)	未普及地域へ大規模な管路整備を行い、普及エリアを拡 げます。
鉛給水管布設替 (令和 4 年度~令和 13 年度)	鉛は人体に影響を及ぼすおそれがあるため、鉛給水管を 積極的に布設替えします。

#### 5.1.1 水道施設(配水池等)

水道は重要なライフラインですので、大規模な地震が発生しても水道水を安定して供給できるように地震に強い水道施設を構築する必要があります。

耐震性の低い施設や老朽化した施設を早急に更新することは重要ですが、事業の優先度や財政状況を考慮した結果、今後 10 年間、施設更新時期を迎える施設の整備については、年度事業費の極端な増加とならないよう、段階的に整備を行うこととし、計画的な更新に努めます。

一方、電気設備や機械設備については、故障や停止があれば断水等の大きな影響を与えるので、日常点検等の維持管理や状態監視保全を一層強化していきます。

## 5.1.2 管路施設

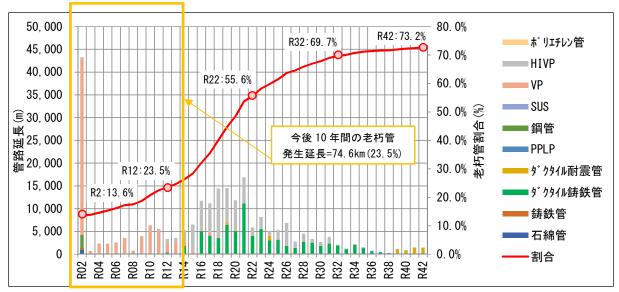
## (1) 老朽管更新

高度経済成長期に布設した管路は目標耐用年数を超えており、今後使用し続けていくと漏水や断水が発生するおそれが高くなります。そのため、定期的に新しい管路を入れ替えていく必要があります。

現在、漏水頻度が多い普通鋳鉄管、石綿管、硬質塩化ビニル管、そして鋼管を優先して更新する予定としています。計画的な更新投資により、老朽化に伴う突発的な断水事故や地震発生時の被害の抑制を目指します。

R2年度 R 12 R 22 R 32 R 42 老朽管延長 (km) 43.2 74.6 176.3 220.9 232.0 老朽化割合(%) 13.6% 23.5% 55.6% 69.7% 73.2%

表 5.2 今後発生する老朽管の延長と割合



※1 水道管の耐用年数は 40 年とされているが、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管 (SUS)、高密度ポリエチレン管及び耐衝撃硬質塩化ビニル管 (HIVP) については、法定耐用年数の 1.5 倍である 60 年を目標耐用年数としている。

図 5.1 各年度の老朽管発生状況(目標耐用年数に基づく)

## (2) 第3次拡張事業について

第3次拡張事業は、水道未普及地域の整備を主体とした事業です。

工事費の縮減と使用者の引き込み工事費の負担軽減のため、下水道整備計画に同調して水道 管も同時施工する計画としています。

下水道計画の見直しに伴い、本事業は令和12年度まで続きます。

## (3) 鉛給水管布設替について

現段階において、鉛給水管が残存しており、鉛給水管の解消を目指すために布設替えを推進します。

## 5.1.3 投資計画の概要

投資計画の概要は以下のとおりです。

計画期間中に要する整備事業費は約34億円の試算となります。

## 表 5.3 投資計画の概要(令和4年度~令和13年度)

(千円)

												(TD)
事業名	整備内容	総事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
尹未石	证佣内台	(千円)	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
鉛給水管更新		200, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000
老朽管更新	管路布設替	1, 600, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000	160, 000
第3次拡張事業	新設	1, 260, 000	140, 000	140, 000	140, 000	140, 000	140, 000	140, 000	140, 000	140, 000	140, 000	0
配水池等 施設更新		337, 100	34, 000	12, 000	10, 300	25, 600	23, 900	53, 600	32, 300	50, 800	39, 200	55, 400
슴 計	4条 建設改良費	3, 397, 100	354, 000	332, 000	330, 300	345, 600	343, 900	373, 600	352, 300	370, 800	359, 200	235, 400

#### 5.2 財源計画

今後、未普及地域の水道整備を最優先事業として取り組みますが、これらの事業に多額の資金が必要となります。一方、本市の将来人口の減少、節水意識の向上や節水機器の普及により、料金収入の減少が予想されます。

そのため、投資試算と財源試算を均衡させることが持続可能な水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

## 5.2.1 水道料金

水道料金の改定は、消費税増税や県水受水費による見直しによる改定等の外的要因を除くと、 平成7年度以降実施していません。

小矢部市の地域特性、現在の水道を取り巻く状況、そして一般会計から繰入れをしている状況を考慮すると、水道料金の改定はいずれ必要になると考えます。

今回、事業計画の見直しや経費削減の洗い出しを行った結果、本計画期間である令和13年度までは水道料金の改定を実施する必要がない結果になりました。

しかしながら、一般会計から繰入れしている現状は、財政的に厳しいことに代わりはありません。

## 5.2.2 企業債等の借入れについて

## (1) 企業債

計画期間内において、老朽管更新に加えて第3次拡張事業も並行して実施する必要があり、 その事業費は莫大になりますので、水道事業を持続的に運営するために企業債の借入れは必要 になります。

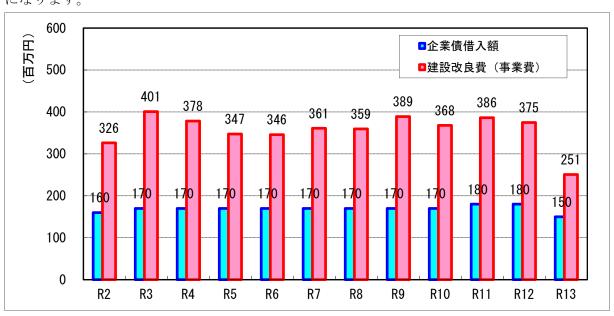


図 5.2 企業債借入額と建設改良費の見通し

## (2) 起債残高

起債残高は、令和 2 年度の 1,931 百万円から令和 13 年度の 2,106 百万円へと 175 百万円増加すると見込んでいます。

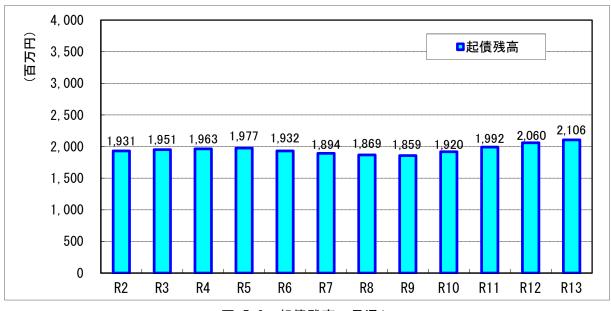


図 5.3 起債残高の見通し

## (3) 一般会計からの繰入金

収益的収入に充当される一般会計からの繰入金は、県水受水費と自己水の経費差に基づく繰出し、フロンティアパーク等の開発計画に係わる費用等の外的要因により発生した費用など、 水道事業として経営努力では縮減できない費用となります。

また、第3次拡張事業に係わる費用についても見込んでいます。

資本に充当される一般会計からの繰入金は、鉛給水管更新にかかる費用等になります。

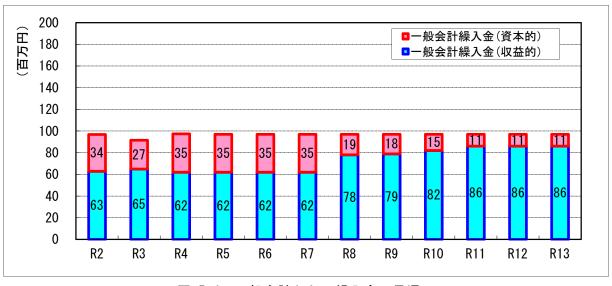


図 5.4 一般会計からの繰入金の見通し

## (4) 国庫補助金の活用

国庫補助は、基幹管路の更新や耐震化において水道施設等耐震化事業の補助対象となりますが、配水池や場内配管等の耐震化状況等の条件が必要であることから、現段階においては国庫補助金を活用することは困難な状況です。

## 5.2.3 事業運営について

## (1) 県水受水費

水道事業費用の中で大きな割合を占める県水受水費の契約水量及び受水単価の段階的な見直 しを継続的に県に要望します。

## (2) 事業運営

水道事業財政は逼迫している状況が続いているので、計画的な資金管理を行う必要があります。事業運営にかかるコストの削減を今後も継続して実施していくとともに、利益が出る場合は減債積立を行い、企業債の借入額を抑えるよう努めます。

## (3) 近隣水道事業体との連携

水道事業は供給開始された当初は地区単位で創設されましたが、徐々に統合していき現在は 市全域になっています。

今後は、行政区域の枠を超えて複数の近隣水道事業体が協力して広域的な連携を図る流れになっており、その場合は維持管理費の削減と住民サービスの均一化をできるよう努めることとします。

## 5.2.4 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### (1) 人件費

現在の事業運営の状況より職員数の削減は困難であることから、職員給与費を削減することは難しいと考えます。そのため、外部委託の導入等によるコスト削減方法を今後も検討します。

## (2) 動力費

動力費、薬品費及び修繕費は、水道水を供給する上で必ず発生する費用です。

将来の水需要は現在と同じ程度で推移すると考えられますので、将来も現在の同様の費用が 発生すると予測されます。今後も引き続きコスト削減に努めます。

## (3) 委託料

委託料については、内容等を見直し、今後も引き続きコスト削減に努めます。

## 5.3 財政試算

## 5.3.1 収益的収支の推計

収益的収支の推計は図 5.5 に示すとおりです。

料金収入の確保、コスト削減の徹底などの効率化・経営健全化を継続して取り組むとともに、一般会計からの繰入れ(他会計補助)を現在の水準で継続した場合、計画期間中における水道事業は黒字を確保できる見通しとなります。

しかしながら、これまでどおり一般会計からの繰入金がある前提の予測ですので、水道事業 経営としては引き続き苦しい状況が続きます。

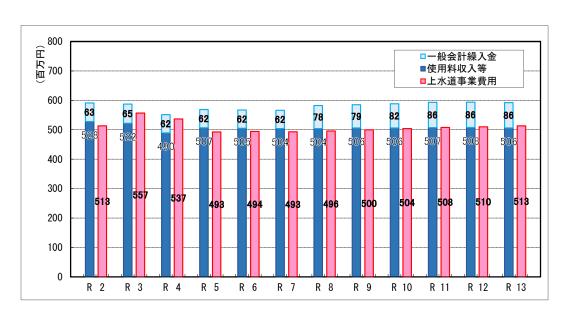


図 5.5 収益的収支の推計

## 5.3.2 資本的収支の推計

資本的収支の推計は図 5.6 に示すとおりです。

資本的支出は資本的収入より高いですが、支出に対する不足額は減債積立金の取崩しや損益 勘定留保資金により補います。

計画期間中の支出は第3次拡張事業を進めて行く必要があるため高くなります。建設財源となる企業債の借入は将来の負担増につながるため、借入額を抑えつつ、極力一定としています。そのため、損益勘定留保資金の残高は年々減少し、令和12年度に最も少なくなりますが、事業費が少なくなる令和13年以降に増加に転じます。

計画期間中は、資本的収支についても維持できる見通しとなります。

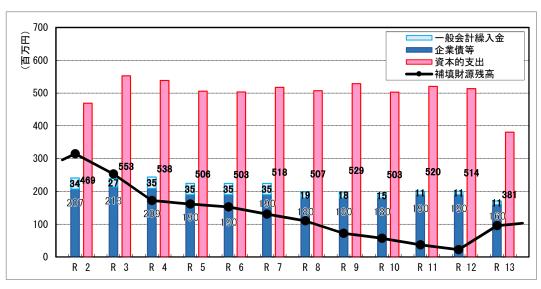


図 5.6 資本的収支の推計

## 5.3.3 財政試算の総括

計画期間中における収益的収支の黒字は、従前のとおりに一般会計からの繰入金(市からの 財政支援)がある前提の予測であり、水道事業経営としては苦しい状況が続きます。

今後も、料金収入の確保、コスト削減の徹底、並びに老朽管更新事業等における国庫補助の 活用を検討し、持続可能な水道事業運営に向けて努力していきます。

## 5.4 計画期間中における重点的な方策

将来における本市水道事業は、人口減少や節水機器の普及に伴う料金収入の減少、高度経済成長期に大量に建設された構築物の改築や更新に要する莫大な費用などの多くの問題に直面することになります。

これらの問題の解決を図るとともに、水道事業が持続した運営を行っていくため、本市水道ビジョンで掲げた実現方策を引き続き取り組むとともに、計画期間中は以下に示す方策を重点的に実施する予定です。

- ➢漏水頻度が多い管路(普通鋳鉄管、石綿管、塩化ビニル管、鋼管)を優先して更新します。
- ➤第3次拡張事業を計画的に実施し、普及率の向上や料金・加入金等の収益増を図り、収益の安定を目指します。
- ≫施設や管路の維持管理を強化し、有収率の向上を目指します。
- ▶水需要に応じた県水受水費の契約水量の見直しを、引き続き県に要望します。
- ▶計画的な資金管理を行い、利益が出た場合は減債積立を行い、管路更新工事の財源となる 損益勘定留保資金の確保に努めます。
- >近隣水道事業体と協議して広域的な連携を図り、維持管理費の節減を図るよう努めます。
- ▶事業運営にかかるコストの削減を今後も実施します。

#### 5.5 今後の検討課題

今後の検討課題を以下に示します。

## 5.5.1 投資について

## (1) 施設・設備の廃止・統合、合理化

将来、水需要が減少する中で、現在の施設の能力や規模はより過大となりますので、施設の 廃止・統廃合を検討する時期はいずれ到来すると考えられます。

#### (2) 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

更新需要の集中を避けるため、管路は漏水頻度が多い路線を優先して更新し、施設は維持管理及び状態監視保全の強化により長寿命化を図り、投資の平準化を行う必要があります。

## 5.5.2 財源について

## (1) 料金

水道事業財政は現在においても逼迫している状況であり、将来、水需要が減少する中で料金 収入の確保は益々困難になるため、このままでは水道事業が破綻するおそれがあります。その ため、収益確保のために料金改定を実施する時期はいずれ到来すると考えられます。

水道料金改定の機運を醸成するため、現在から関連部局との周知、調整及び連携を図る必要があります。

#### (2) 企業債

現在の財政状況を踏まえると、利用者へのサービスを維持しつつ、水道事業を持続的に運営していく上で企業債の借入れは毎年必要になります。

基幹管路の耐震化等による国庫補助金を有効的に活用し、企業債の借入額を低減させる必要があります。

## (3) 一般会計からの繰入金

小矢部市の地域特性や水道事業を取り巻く環境より、今後も一般会計からの繰入は必要になります。自己資金の状況を見ながら、一般会計からの繰入金の見直しを随時検討します。

#### 5.5.3 事業運営について

施設の維持管理や業務効率化を図り、今後もコスト縮減に努めていきます。

## 6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度に進捗管理を行い、5年程度に一度は経営戦略の内容を見直し、時点修正を行います。 見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定 (Plan) -実施 (Do) -検証 (Check) -見直し (Action)」のサイクルを活用します。

経営指標等にて類似した事業体との比較や市民や審議会などの幅広いニーズを把握して事業 に反映させ、経営の健全化・効率化に取り組みます。

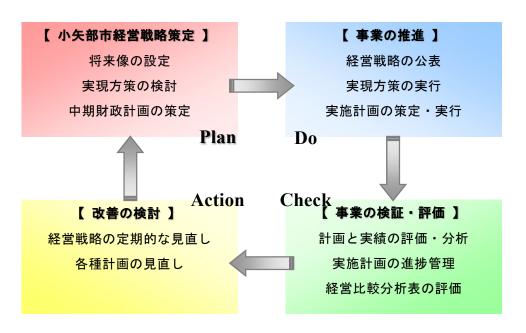


図 6.1 小矢部市経営戦略 PDCA サイクル

# 7 投資・財源計画

令和13年度までの投資・財政計画は、表7.1及び表7.2に示すとおりです。

表 7.1 令和 13 年度までの投資・財源計画(収益的収支)

年 度 令和2年度 令和3年度 (単位:														<u> (位:千円, %)</u>				
			_	年	度		令和2年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
- 1	区	分			_	_	(決算)	(決算) 見込	17 414 4150	□和3千/支	节和0千及	□和/干/支	7/110千/天	7 7115 4-150	77年10年1支	中和二十尺	7和12年及	市和10千度
		1. 営業	収	益	ŧ	(A)	458,834	454,954	422,669	442,336	440,135	439,214	438,551	439,656	438,495	438,341	438,428	435,890
	収	(1) 料	金	Щ		入	443,910	439,926	410,516	426,815	424,614	423,693	423,030	424,135	422,974	422,820	422,907	423,569
		,	エ 事	収 益	Ē	(B)	3,239	4,873	2,891	3,821	3,821	3,821	3,821	3,821	3,821	3,821	3,821	3,821
収	益	(3) そ		の		他	11,685	10,155	9,262	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	8,500
		2. 営 業	•	外	収	<b>益</b>	132,266	132,211	128,756	126,461	127,131	127,070	143,707	145,666	149,947	154,961	155,559	156,323
	的	(1) 補		助		金	67,823	69,950	66,951	67,000	67,000	67,000	83,000	84,000	87,000	91,000	91,000	91,000
	収		=		計補助	_	62,830	64,929	61,943	62,000	62,000 5,000	62,000	78,000	79,000	82,000	86,000 5.000	86,000	86,000
	40	(2) 長期	前	<b>火 担 手</b>	業会 言	入	4,993 54,385	5,021 53,274	5,008 53,320	5,000 51,703	52.384	5,000 52.332	5,000 52,976	5,000	5,000 55,222	56,239	5,000 56.838	5,000 57,607
益	,	(3) そ	BU	0	区 庆	他	10,058	8,987	8,485	7,758	7,747	7,738	7,731	7,728	7,725	7,722	7,721	7,716
		収	入	計		(C)	591,100	587,165	551,425	568,797	567,266	566,284	582,258	585,322	588,442	593,302	593,987	592,213
1 6	-	1. 営	 業	費		用	484,790	529,093	508,194	467,556	469,182	468 270	470,203	473,863	478 044	481,552	483,366	486,225
	ŀ	,	員	給	- 与	費	40,448	43,266	46.086	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478
的	収		基		本	給	40,448	43,266	46,086	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478	42,478
			退		給付	費		·	·								·	
	益		そ		o	他												
	₩	(2) 経				費	228,295	269,550	246,081	215,753	214,623	213,923	213,245	213,012	211,996	211,386	210,774	210,519
ates.			動	力 費	・薬品	費	17,492	20,124	20,087	16,437	16,335	16,289	16,253	16,282	16,222	16,212	16,201	16,224
収	的		修		繕	費	22,726	28,622	37,804	27,500	27,338	27,268	27,210	27,256	27,160	27,144	27,127	27,164
			受		水	費	125,679	121,778	103,653	103,351	102,485	101,901	101,317	101,009	100,149	99,565	98,981	98,666
	_		そ		の	他	62,398	99,026	84,537	68,465	68,465	68,465	68,465	68,465	68,465	68,465	68,465	68,465
	支	(3) 減	価	償	却	費	216,047	216,277	216,027	209,325	212,081	211,869	214,480	218,373	223,570	227,688	230,114	233,228
支		2. 営 業		外	費	用	28,437	26,430	26,402	24,952	24,619	24,760	25,139	25,508	25,940	26,114	26,418	26,728
	出	(1) 支	払	禾	ij	息	22,922	21,430	21,402	20,296	19,963	20,104	20,483	20,852	21,284	21,458	21,762	22,072
	ļ	(2) そ		<b>の</b>		他	5,515	5,000	5,000	4,656	4,656	4,656	4,656	4,656	4,656	4,656	4,656	4,656
		支	出	計		(D)	513,227	555,523	534,596	492,508	493,801	493,030	495,342	499,371	503,984	507,666	509,784	512,953
	経	常損	益		)-(D)	(E)	77,873	31,642	16,829	76,289	73,465	73,254	86,916	85,951	84,458	85,636	84,203	79,260
特		別	利	<b>益</b>		(F)			64									
特		別 #8	損	失		(G)	249	1,545	1,910	364	364	364	364	364	364	364	364	364
特		別 損水 道	益 事	業	)-(G) 収	(H) 益	△ 249 591,101	△ 1,545 587,165	△ 1,846 551,489	△ 364 568,797	△ 364 567,266	△ 364 566,284	△ 364 582,258	△ 364 585,322	△ 364 588,442	△ 364 593,302	△ 364 593,987	△ 364 592,213
<u>+</u>		水道	*	*	費	用	513.476	557,068	536,506	492.872	494.165	493.394	495,706	499.734	504.348	508.030	510.148	513.318
当当	E F	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					77,624	30,097	14,983	75,925	73,101	72,890	495,706 86,552	85,587	84,094	85,272	83,839	78,896
_		利益剰余金			欠損金		70,065	50,690	30,787	31,771	31,796	31,797	31,787	31,738	31,726	31,719	31,691	31,730
流		動		77 1R /	産産		671,663	583,062	486,229	394,935	357,567	304,466	252,741	179,323	132,217	76,804	29,464	81,422
			5		未収	金	18,692	9,342	8,904	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
流		動		)	債		241,967	248,511	256,919	248,755	247,710	238,770	230,623	226,137	225,116	230,145	220,940	220,537
			<b>う</b>	ち建設	改良	* 分	149,980	157,405	156,844	155,470	154,425	145,485	137,338	132,852	131,831	136,860	127,656	127,252
			ð	5	預り	金	505	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
			う		未 払	金	88,465	86,704	95,237	89,962	89,962	89,962	89,962	89,962	89,962	89,962	89,962	89,962
累	積	欠損金比	率 (	(I)	× 100	)		П										
地方	財正	改法施行令第15条	第1項に			4.1												
の		不	,	E	額	(L)												
		益一受託工		(A)	)-(B)	(M)	455,595	450,081	419,778	438,515	436,314	435,393	434,730	435,835	434,674	434,520	434,607	432,069
地フ	財	政法による資金7 率	下足の比	((	L)/(M) ×	100)												
健全	化	去施行令第16条	により算り額	定した資	金の不足	(N)												
健全 不	化	去施行規則第6条	に規定す 足	する解消	可能資金 額					-				-				
		去施行令第17条			業の規模	(P)	456,212	455,595	450,081	419,778	438,515	436,314	435,393	434,730	435,835	434,674	434,520	434,607
健全 金		去第22条により算 不 足 上			N)/(P) ×	100)												

## 表 7.2 令和 13 年度までの投資・財源計画(資本的収支)

						,									(単位:千円)
			年 度	令和2年度	令和3年度	△和4年年	△和□左曲	<b>△</b> 和c左曲	令和7年度	△1110年度	△110年度	会和10年度	△和11年度	会和10年度	△和12年度
		区	分	(決算)	(決算 見込	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和/年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		1. 企	業債	160,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	180,000	180,000	150,000
	١	う	ち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資	2. 他	会計出資金	25,146	26,525	27,056	28,147	28,607	27,295	18,534	17,333	14,080	10,483	10,943	10,760
資		3. 他	3 会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本	4. 他	会計負担金	39,177	30,545	21,089	16,853	16,393	17,705	466	667	920	517	57	240
		う	ち一般会計繰入金	21,369	16,710	8,434	6,853	6,393	7,705	466	667	920	517	57	240
_		5. 他	3 会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	的	6. 国	(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固	定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収	8. I	事 負 担 金	16,576	12,445	25,955	9,641	9,641	9,641	9,641	9,641	9,641	9,641	9,641	9,641
的		9. そ	・ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-			計 (A)	240,899	239,515	244,100	224,641	224,641	224,641	198,641	197,641	194,641	200,641	200,641	170,641
	入		ち翌年度へ繰り越さ (B) (出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11.0		糸	吨計 (A)-(B) (C)	240,899	239,515	244,100	224,641	224,641	224,641	198,641	197,641	194,641	200,641	200,641	170,641
10.	資	1. 建	設改良費	326,447	400,700	378,175	347,452	345,752	361,052	359,352	389,052	367,752	386,252	374,652	250,852
		う	ち 職 員 給 与 費	11,466	12,349	12,786	10,941	10,941	10,941	10,941	10,941	10,941	10,941	10,941	10,941
	本	2. 企	業 債 償 還 金	142,024	149,980	157,405	156,117	155,470	154,425	145,485	137,338	132,852	131,831	136,860	127,656
支	的	3. 他	2.会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	₹	4. 他	3 会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ		684	1,977	2,720	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
	出		計 (D)	469,155	552,657	538,300	505,739	503,392	517,647	507,007	528,560	502,774	520,253	513,682	380,678
	本的する名		が資本的支出額に不 (D)-(C)	228,256	313,142	294,200	281,098	278,751	293,006	308,366	330,919	308,133	319,612	313,041	210,037
2	ılı (	1. 損	益勘定留保資金	144,627	221,658	170,091	145,090	160,971	187,615	201,778	207,679	188,046	199,138	192,486	147,178
	HI Ti	2. 利	」 益 剰 余 金 処 分 額	60,000	60,000	95,000	105,000	86,900	73,100	72,900	86,600	85,600	84,100	85,300	40,000
		3. 繰	越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	И	4. そ	・ の 他	23,629	31,484	29,109	31,008	30,880	32,291	33,688	36,640	34,487	36,374	35,255	22,859
ä	亰		計 (F)	228,256	313,142	294,200	281,098	278,751	293,006	308,366	330,919	308,133	319,612	313,041	210,037
補	塡	財源	不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他	会	計	借入金残高(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企		業	債 残 高(H)	1,930,560	1,950,580	1,963,489	1,977,372	1,931,901	1,894,476	1,868,891	1,858,792	1,920,126	1,992,481	2,059,807	2,106,337

〇他会記	计繰.	入金																(単位:千円)
	年 度 令和2年度 令和3年度																	
	区	5i		/	_		(決算)	(決算 見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的	内坝	支分					67,823	69,950	66,951	67,000	67,000	67,000	83,000	84,000	87,000	91,000	91,000	91,000
		うちる	基 準	内:	繰入	金	3,963	4,128	4,123	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		うちる	基 準	外:	繰入	金	63,860	65,822	62,828	63,000	63,000	63,000	79,000	80,000	83,000	87,000	87,000	87,000
資本的	内坝	支分					64,323	57,070	48,145	45,000	45,000	45,000	19,000	18,000	15,000	11,000	11,000	11,000
		うちる	基 準	内:	繰入	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うちる	基 準	外:	繰入	金	64,323	57,070	48,145	45,000	45,000	45,000	19,000	18,000	15,000	11,000	11,000	11,000
合		āĦ					132,146	127,020	115,096	112,000	112,000	112,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000
補類	į	財	源	残	高		314,853	253,279	171,976	161,574	152,666	130,554	110,146	72,067	57,035	36,712	22,169	95,678